

## 公立大学法人横浜市立大学

### 競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出に関する取扱要領

制 定 令和3年10月1日

#### （目的）

第1条 この要領は、「競争的研究費における制度改善について」（令和2年10月26日文部科学省事務連絡）及び公立大学法人横浜市立大学競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出（PI人件費支出）における活用方針（令和3年3月23日策定。以下「活用方針」という。）を踏まえ、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものをいう。
- （2）エフォート 研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）をいい、原則として5%から100%までの5%刻みの20段階で設定する。
- （3）資金提供機関 研究資金を提供する機関をいう。
- （4）プロジェクト 研究代表者の人件費を支出する研究課題をいう。
- （5）PI プロジェクトの研究代表者をいう。

#### （対象事業）

第3条 競争的研究費のうち、資金提供機関がPI人件費の支出を認めた事業とする。ただし、競争的研究費以外の研究資金においても、資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

#### （対象者）

第4条 法人に所属するPIとする。ただし、プロジェクトの研究分担者においても、法人に所属し、かつ資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

#### （確保した経費の使途・活用策）

第5条 PI人件費を支出したことにより確保した経費については、活用方針に示された使途に活用するものとする。

#### （PI人件費の上限）

第6条 PI人件費は、PIの年間給与額にプロジェクトに従事するエフォートを乗じた額を上限とし、年間給与額及びエフォートに変更が生じた場合には、再計算した後の額を上限とする。

#### （PI人件費の支出期間）

第7条 PI人件費の支出が可能な期間は、プロジェクトの研究期間内とする。

#### （活用方針への合意）

第8条 PIが、活用方針に合意し、PI人件費の支出を希望する場合は、事前に調達・発注決定書を研究費担当課に提出しなければならない。ただし、活用方針に示された経費の用途のうち、特任教員の雇用安定化（特任教員が自ら獲得した研究費から自身の人件費の捻出等）を実施する場合は、調達・発注決定書に代わり公立大学法人横浜市立大学特任教員の受入れについて（申請）を研究費担当課に提出しなければならない。

（事務手続の準用）

第9条 PIが、活用方針に示された経費の用途については、次の各号のいずれかに定めるところにより必要な事務手続を行うものとする。

- （1）直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者自身に対するインセンティブの付与等）公立大学法人横浜市立大学表彰規程第2条第2号及び第3条の規定を準用する。この場合において、表彰状及び賞品の授与は行わない。
- （2）特任教員の雇用安定化（特任教員が自ら獲得した研究費から自身の人件費の捻出等） 外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第5条第1項及び第2項の規定を準用する。
- （3）研究環境（施設・設備・機器等）の整備や研究支援の充実化 公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する規程第39条第1項の規定を準用する。

（エフォート確保のための措置）

第10条 所属長は、PIが研究活動に専念できるよう、PIが担当する当該プロジェクト以外の業務の軽減や業務の代替措置等、PIの研究エフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（資金提供機関への対応）

第11条 研究・産学連携推進センター長は、資金提供機関から求めがあった場合、必要な様式を当該資金提供機関に提出するものとする。

- 2 資金提供機関の公募要領や事務処理説明書等によりこの要領と別の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。